

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の布設工事並び に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

平成 25 年 2 月 8 日

条例第 1 号

改正 平成 31 年 2 月 12 日条例第 3 号 令和 6 年 2 月 7 日条例第 2 号
令和 7 年 11 月 19 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 31 条において準用する第 12 条第 1 項に規定する布設工事、同条第 2 項に規定する当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び法第 19 条第 3 項に規定する水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。）の例による。

(水道の布設工事)

第 3 条 法第 31 条において準用する法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道施設の新設
- (2) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (3) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 4 条 法第 31 条において準用する法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技

術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) １０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第１号又は第２号の規定による卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の規定による卒業者にあつては２年以上、第２号の規定による卒業者にあつては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては１年以上、第２号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 第１号から第６号までに規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する課程又は課程に相当するものを修めた後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各

号に規定する年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程

の修了者を含む。次号において同じ。) については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号若しくは第2号又は前号に規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 省令第14条第3号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月12日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第4条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。